

## 掲載内容

### 第1章

#### 新個人情報保護法の全体像

- 1 新個人情報保護法の全体像

### 第2章

#### 個人情報の定義の明確化

- 2 個人情報の定義
- 3 要配慮個人情報
- 4 個人情報データベース等
- 5 個人情報取扱事業者の範囲～中小規模事業者の対応～

### 第3章

#### 個人情報取扱事業者の義務 (個人情報等の有用性を確保するための規律)

##### 第1節 一般的な個人情報取扱事業者

- 6 個人情報取扱事業者の義務に関する改正(概観)
- 7 改正がなかった個人情報取扱事業者の義務
- 8 利用目的の変更
- 9 要配慮個人情報の取扱い
- 10 医療情報と個人情報
- 11 個人データの保管と安全管理
- 12 個人データの第三者への提供
- 13 個人データの提供者・受領者の義務
- 14 名簿業者への対応
- 15 共同利用の注意点
- 16 開示請求権
- 17 訂正、追加又は削除請求権
- 18 利用の停止又は消去請求権

##### 第2節 匿名加工情報取扱事業者

- 19 匿名加工情報が創設された経緯
- 20 匿名加工情報とは
- 21 匿名加工情報取扱事業者とは
- 22 匿名加工情報取扱事業者等の義務
- 23 個人情報取扱事業者と匿名加工情報取扱事業者の違い
- 24 匿名加工情報の生成と取扱い
- 25 匿名加工情報の第三者提供

## ◆信頼と実績の執筆陣!◆

第二東京弁護士会の情報公開・個人情報保護委員会に所属する弁護士が、国内外の最新の動向を踏まえ実務家の視点から新制度下での実務対応をわかりやすく解説しています。

- 26 匿名加工情報の識別行為
- 27 匿名加工情報取扱事業者が負う安全管理措置義務
- 28 匿名加工情報の活用における問題点

#### 第3節 民間団体による個人情報の保護の推進

- 29 認定個人情報保護団体の役割
- 30 個人情報保護指針

### 第4章

#### 個人情報保護委員会

- 31 個人情報保護委員会の概要
- 32 独立した第三者機関
- 33 個人情報保護委員会の役割
- 34 他の行政機関との役割分担
- 35 個人情報保護委員会に対する苦情申立て等
- 36 行政による個人情報の取扱いに関する苦情申立て等
- 37 勧告等に不服がある場合の対応策
- 38 報道機関への影響

### 第5章

#### 個人情報の取扱いのグローバル化

- 39 個人情報保護規制の国際的動向、EUにおける規制強化と個人情報保護法改正等
- 40 外国企業や日本企業海外支店への適用
- 41 外国にある第三者への個人データの提供
- 42 外国企業等からの個人データの提供
- 43 外国にある第三者への個人データの提供、外国企業等からの個人データの提供に関する指導・罰則等
- 44 外国にある第三者へ個人データを提供した者/提供を受けた者の法的責任
- 45 個人データ提供元による外国にある第三者に対する請求
- 46 外国企業等による漏えい等への対応
- 47 外国執行当局からの指導等

### 第6章

#### 罰則

- 48 罰則

### 関連書式

- 1 プライバシーポリシー(簡易版)
- 2 従業者個人情報の取得及び取扱いに関する同意書
- 3 顧客からの個人情報の取得及び取扱いに関する同意書
- 4 従業員の秘密保持誓約書
- 5 個人データ委託契約書のチェックリスト(新法22条関連)
- 6 オプトアウトの方法による個人データの第三者提供を行う際の個人情報保護委員会への届出書(新法23条2項・3項、規則7条2項関連)
- 7 書式8の届出を代理人が行う場合の委任状(新法23条2項・3項、規則7条3項関連)
- 8 個人データを第三者提供した場合の記録書式(新法25条1項関連)
- 9 個人データの第三者提供を受けた場合の記録書式(新法26条3項関連)
- 10 提供者が本人の同意を得ていることを誓約する書面(新法26条1項関連)
- 11 保有個人データの開示請求書(新法28条1項関連)
- 12 開示請求に対する本人への通知書(新法29条2項・3項、31条関連)
- 13 保有個人データの訂正等請求書(新法29条1項関連)
- 14 訂正等請求に対する本人への通知書(新法29条2項・3項、31条関連)
- 15 保有個人データの利用停止等請求書(新法30条1項・3項関連)
- 16 利用停止等請求に対する本人への通知書(新法30条2項・4項・5項、31条関連)
- 17 認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成したときの、個人情報保護委員会への届出書(新法53条2項関連)
- 18 外国にある事業者が顧客データの入力業務を委託する場合のチェックリスト(新法24条、規則11条1号関連)
- 19 外国にある親会社に従業員情報を提供する場合のチェックリスト(新法24条、規則11条1号関連)

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

平成29年5月に全面施行される  
新個人情報保護法に対応した最新版!

# 完全対応

# 新個人情報保護法

— Q&Aと書式例 —

編集 第二東京弁護士会 情報公開・個人情報保護委員会



## ◆すぐに役立つ!◆

新制度下での実務対応をQ&A形式で解説するとともに、記載例を示した書式を掲載しています。なお、書式(一部の書式を除きます)のデータ(Word2003形式)は当社ホームページよりダウンロードできます。  
※ダウンロードにつきましては、本書の「凡例」ページをご参照ください。

## ◆類書にない詳しい解説!◆

政令・規則・各種ガイドラインはもちろん、開示請求で入手した内部資料をもとに、ガイドラインだけでは読み取れない内容も織り込んで解説してあります。

A5判・総頁354頁  
本体価格 3,400円+税  
送料実費

電子書籍版も  
発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。  
新日本法規 Web で 検索  
<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

(電子書籍版)  
本体価格 2,800円+税

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務部  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2017.12) 509651

ECO  
この印刷物は環境にやさしい  
「植物性大豆インキ」を使用しています。

創立70周年  
これからもお客様とともに

新日本法規出版

0120-089-339

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信

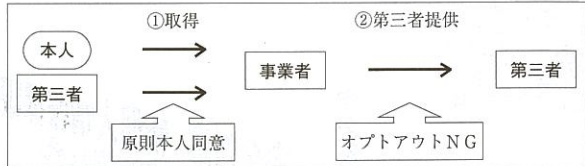




9 要配慮個人情報の取扱い

Q 人種・病歴等（要配慮個人情報）を含む情報を取り扱う場合にはどのような点に注意が必要ですか。

A ①要配慮個人情報を取得する際には、一部の例外的な場合を除き、原則として本人の同意が必要です。また、②要配慮個人情報を含む個人データを第三者に提供するには、いわゆるオプトアウトの方法を用いることはできません。事業者としては、特にこの2点に注意が必要です。



解説

1 要配慮個人情報の取扱い

(1) 改正内容

今回の法改正では、個人情報の一類型として、新たに「要配慮個人情報」が追加されました（新法2③）（詳細はQ3を参照）。個人情報取扱事業者における要配慮個人情報の取扱いについては、次の2つの規律が定められました。まず、①取得の際には、原則として本人の同意が必要です。また、②要配慮個人情報を含む個人データを第三者に提供するには、いわゆるオプトアウトの方法を用いることはできません。それぞれ、2以下で解説します。

(2) 改正の趣旨

要配慮個人情報は、その性質上、本人に対する不当な差別や偏見が生じ得るものです。EUなどの諸外国でも、このような情報は、「センシティブデータ」等と呼ばれ、特別の規律が設けられています。

今回の法改正では、このような情報の性質と、諸外国の動向を考慮し、要配慮個人情報の取扱いが定められました（瓜生19頁）。

2 取得の際の注意点

(1) 原則

個人情報取扱事業者は、次の(2)の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに、要配慮個人情報を取得することはできません（新法17②柱書）。

本人の同意は「あらかじめ」、すなわち要配慮個人情報の取得時までに必要です。同意を取得する方法には制限はなく、口頭による同意も含まれます（通則ガイドライン24頁）。

「取得」の定義については、必ずしも明確にされていませんが、個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合に、単にこれを「閲覧」するにすぎず、「転記等」を行わない場合は、「取得」とは解されません（通則ガイドライン32頁。なお通則パブコメ415も参照）。

また、第三者から要配慮個人情報の提供を受けて取得する場合は、提供元において、本人から第三者への提供について同意を得ていれば、提供先において重ねて取得について本人から同意を得る必要はありません（通則ガイドライン36頁）。

なお、今後、各種ガイドラインや、認定個人情報保護団体が定める個人情報保護指針等においては、より厳しい内容が求められる可能性もあります（例えば、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）第5条参照）。

(2) 例外

例外的に、図表9-1に挙げる6つの場合には、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく要配慮個人情報を取得することができます（新法17②）。具体例については通則ガイドライン33頁以下を参照。①から④の具体例はQ7の図表7-2も参照）。

【図表9-1：本人の同意なく要配慮個人情報を取得できる場合】

- ① 法令に基づく場合（新法17②一）
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（新法17②二）
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（新法17②三）
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（新法17②四）
- ⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、新法76条1項各号に掲げる者、下記⑤-1の者、⑤-2の者により公開されている場合（新法17②五）
  - ⑤-1 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関（規則6一）
  - ⑤-2 外国において新法76条1項各号に掲げる者に相当する者（規則6二）

13 個人データの提供者・受領者の義務

Q 当社は個人データを他社から入手し、第三者に提供していますが、新たにどのような義務が課せられますか。

A 個人データを第三者から入手する場合には、①提供者の氏名、住所及び個人データの取得の経緯等について確認し、②提供や確認に係る事項の記録を作成し、③②の記録を保存する義務が課され、また、個人データを第三者に対して提供する場合には、提供に係る記録を作成し、保存する義務が課されました。

解説

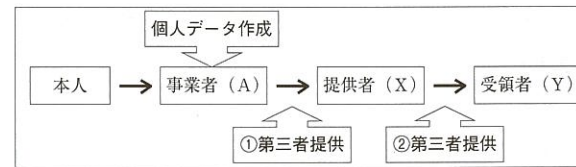
1 第三者提供における確認・記録義務の概要

個人情報取扱事業者が第三者から個人データの提供を受ける場合には、当該第三者が当該個人データを取得した経緯等を確認する義務を負います（新法26①）。また、個人情報取扱事業者が第三者に個人データを提供する場合又は第三者から個人データの提供を受ける場合には、当該第三者の氏名等の記録を作成・保存する義務を負います（新法25・26③④）。

これらは、近年発生した大規模な個人情報の漏えい事件を契機に、いわゆる名簿業者を介し、違法に入手された個人データが社会に流通している実態が社会に認識されたことから、流通のどの段階で違行為が行われたのかの証拠を残すこと（トレーサビリティ）を趣旨し、個人データの適正な第三者提供を確保するために設けられた規定です。

委員会より、確認記録義務ガイドラインが公表され、確認・記録義務の運用について整理されています。

【図表13-1：個人データの流れ（例）】



【図表13-2：確認・記録義務の概要（「②第三者提供」の場合）】

	確認義務	記録義務
提供者 (X)		新法25① (下記3(2)及び4参照)
受領者 (Y)	新法26① (下記2参照)	新法26③ (下記3(1)及び4参照)

2 受領者の確認義務

第三者から個人データの提供を受ける個人情報取扱事業者（受領者）は、第三者から個人データの提供を受ける際には、個人情報保護委員

41 外国にある第三者への個人データの提供

Q 外国にある第三者に個人データを提供することですが、できるとした場合、どのような要件を満たしていますか。

A 新法は、旧法では定められていなかった、個人情報取扱事業者が、個人データを外国にある第三者に提供する場合の規定を置きました。そのため、新法24条の適用を受けには、国内にある第三者に対して個人データを提供するには異なる要件を満たす必要があります。

解説

1 新法24条制定の背景及び骨格

(1) 国際的な個人情報保護制度への志向

新法6条は、「政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な確保を必要とする個人情報について、保護のための格別の措置がとられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとも国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。」と定めています。

このうち、「政府は」から「その他の措置を講ずる」までは、旧法と基本的に一致していますが、「とともに」以降は新たに追加されたものです。旧法には、「国際」や「外国」といった文言を用いる条項がありませんでしたので、新法は、国内中心の個人情報保護制度から国際的な個人情報保護制度へと、大きく舵を切ったこととなります。

なお、個人情報保護制度に関する国際動向については、宇賀の1(5)～(8)、10頁以下の3(1)(2)(23)及びQ39をご参照ください。

(2) 旧法の問題点

旧法23条は、個人データを第三者に提供する場合のルールを定めていましたが、当該第三者が国内にあるのか、外国にあるのかを区別していませんでした。そのため、パーソナルデータに関する検討委員会（平成26年4月24日）資料3「域外適用・越境執行協力・国制等（事務局案）＜概要編＞」では、「日本に居住する者のパーソナルデータが日本国外に移転される際、移転先国の法規定が国内保護水準と比較して十分でない場合であっても、移転を制限できず海外から国内に移転されたパーソナルデータが日本国外に移転される際、移転先国の法規定が国内法の保護水準と比較して十分でない場合であっても、再移転は制限できない。」という問題点が指摘されました。

また、法開示資料15・1頁では、「多国籍企業による国境を越えた個人情報の利用や、各種データを国の内外を問わずに保存・管理するクラウドサービスの拡充により、事業者が提供した個人情報が国外に移転されるケースが増加しており、「本人の気づき知らぬところで、我が国より個人情報の保護水準の低い国又は地域に個人情報が移転されてしまうことで、我が国に居住している者の個人情報の保護」